



フォレスト

Kankyo Gijyutsu Center.,Ltd

令和五年
四月号

持続コン協会報、都市清掃会報に環境講座の記事が掲載されました

2012年ころから始めた子供向けの環境学習講座の記事が、持続コン協会報 No.89,90 と都市清掃 No.369 に掲載されました。日常と違う体験ができるので、子供だけでなく大人も楽しめる内容となっています。また、扱っていることはどれも社会的に重要なテーマであり、環境について考えるきっかけにもつながると思います。ぜひご覧いただけると幸いです。



詳しくはこちら！



<https://www.kgcenter.co.jp/news/2022/10/17/428785/>

第29回日環協・環境セミナー全国大会 in 京都で技術発表

「2022年度 第29回日環協・環境セミナー全国大会 in 京都」にて「環境測定 of 常時監視システムの開発～環境モニタリングシステムの開発と導入～」のテーマで技術発表をしました。環境測定機器から出力される測定値をクラウド環境へ送信することでPC・スマートフォンによりどこでも確認でき、また、警報メール通知も可能となります。環境モニタリングについてご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。



詳しくはこちら！



<https://www.kgcenter.co.jp/news/2022/10/17/428781/>

リコー・ジャパン様の中小企業応援サイトに当社が紹介されました！

リコー・ジャパン様の「中小企業応援サイト」に弊社の取り組みが紹介されました。「中小企業応援サイト」とは・・・リコー・ジャパン様が、これからの働き方を支え、様々な経営課題を解決するヒントを届けたいということから全国の経営者の方々向けに、事例やコラムなどのお役立ち情報を発信するメディアサイトです。弊社の取り組みを是非、ご覧ください。

カラープロダクションプリンターで高品質の報告書を作り業務効率化、調査・分析可能な強みを生かして高度物コンサルタント事業拡大 環境技術センター（長野県）



詳しくはこちら！



<https://smb.rieco.co.jp/casestudy/001110/>

呼吸用保護具のフィットテストを実際に体験してみました

2023年4月1日から、屋内作業場の金属アーク溶接作業の事業者に対して、呼吸用保護具の装着状態が適切であることを確認するための「フィットテスト」が義務化されます。今回はフィットテストとはどのようなものか、編集委員が実際に体験してみました。

石井：担当の石井です。今回は「短縮定量的フィットテスト」を体験してもらいます。弊社ではこの方法でフィットテストを行います。

編集委員：よろしくお願いします！

石井：呼吸用保護具は、顔にきちんと密着していなければ最適な性能を得ることができません。フィットテストは、この密着性を評価します。

石井：部屋の中に試験物質としてエアロゾルなどを出した状態で保護具を着用し、測定装置を使用して漏れている量を数値として計測します。

石井：きちんと着用されていれば保護具の中に試験物質がほとんど検出されませんが、漏れがあると保護具の中に試験物質が検出されます。それでは実際にやってみましょう！

石井：まずは、保護具を着用してもらいます。今回は、使い捨て式防じんマスクを使いましょう。防じんマスクに測定装置を接続して準備完了です。では、始めましょう。



保護具を着用して、準備完了
チューブは首元のクリップで固定します

石井：まずは前屈を50秒間行います。前かがみになった状態でも、保護具に隙間がないことを確認するためです。ああ、体が硬いですね。

石井：次に30秒間、100から逆に数えてください。ゆっくりと大きな声を出してください。

石井：次に30秒間、頭を左右に回してください。

石井：次に39秒間、頭を上下に動かしてください。

編集委員：ちょっとした体操みたいですね。

石井：お疲れ様でした。それでは結果が出るまで少しお待ちください。



石井：結果が出ました。「不合格」です。

編集委員：えっ！自信があったんですが、、、

石井：フィットテストが不合格になる要因として、直前の喫煙、ひげが長いためにマスクが肌に密着していない、保護具の大きさが適切でないなど、様々な要因があります。

編集委員：私はたばこを吸いませんし、最近はきちんとひげを剃っていますよ。

石井：今回は、保護具がフィットしていなかったということが考えられます。
不合格となった場合、サイズの異なるもの、違う製品など選択肢を広げていって、合格する保護具を探さなければなりません。
健康に係る大事なことでするので、自分に合った最適な保護具を使いましょう！

編集委員：そうですね、最高の My 保護具を探します。

石井：法令によってフィットテストが義務付けられている作業では、年に1回、定期的に繰り返しフィットテストを実施する必要があります。
また弊社では、フィットテスト実施者養成研修を修了した担当者が実施します。
出張測定を行い、マスクの正しい装着方法の指導もいたします。
分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

呼吸用保護具のフィットテストは当社にお任せください！

専門の技術者が出張測定を行います。

お問い合わせ：0263-88-6911

担当：検査2課 石井

お気軽にお問い合わせください。



疑惑その1



大気汚染防止法施行令改正

令和4年10月1日からボイラーの「伝熱面積」の規模要件がなくなりました。

改正前

「伝熱面積が10㎡以上」であるか、又は「バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること」

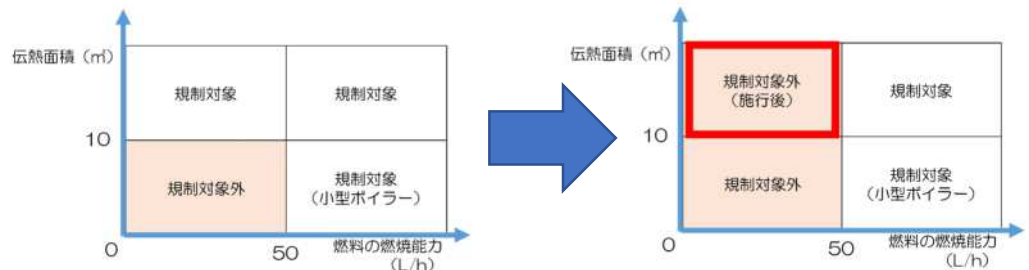
詳しくはこちら！



<https://www.env.go.jp/press/110025.html>

改正後

「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること」



水質汚濁防止法施行令の一部改正

令和5年2月1日から指定物質が追加されました

指定物質に以下の物質が追加されます。

- ・アニリン
- ・ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
- ・ペルフルオロ（オクタン---スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

指定物質とは、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質」のことで、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としています。

詳しくはこちら！



<https://www.env.go.jp/content/000101235.pdf>

編集後記

編集委員が変わり、最初の広報誌発行となりました。「わかりやすく、親しみやすい」広報誌を目指して半年に1度くらいの頻度で発行する予定です。これからもどうぞよろしくお願い致します。☆よろしければアンケートにご協力ください⇒⇒⇒ご回答は匿名ですので、お気軽にお願いします



<https://forms.office.com/r/XGVXbbd7zA>



株式会社 環境技術センター

〒399-0033 長野県松本市大字笹賀 5652-166

TEL 0263-27-1606（代表）

0263-88-6911（検査1・2課直通）調査

0263-88-6912（検査3課直通）分析

ホームページ <http://www.kgcenter.co.jp>